修復的少年司法の取り組み

司法福祉のフロンティア

井 垣 康 弘 (神戸家庭裁判所判事)

はじめに

立命館大学は立派で、とても気持ちの安らぐキャンパスです。今回、呼んでいただきましてうれしく思っております。ニュースステーションで「修復的司法とは何か」という15分程の特別番組が放送されました。今日の話の導入として良さそうだと思いますので、上映させていただきます。

傷害致死事件の加害少年の更生と、被害者の癒しと、地域の安全回復の三者を 同時に追及する道はないかというテーマでお話しをします。

2001年3月31日、4人組の少年たちが、同じ地域の19歳の少年に対し、イジメリンチ的な集団暴行を加えました。被害少年は翌日脳内出血で死亡しました(傷害致死事件)

4人の加害少年のうちA~Cは傷害致死で、Dは暴行で、家庭裁判所へ全員身 柄付きで送致され、家裁は観護措置決定(少年鑑別所送致)をしました。

被害少年は、約1年前、神戸家裁の同じ裁判官である私が、窃盗で少年院へ送致し、10日前に親元へ仮退院して来たばかりでした。仮退院の少し前に、私は少年院へ動向視察に出向き、被害少年にも面会しており、「良く頑張ったね」と声を掛けていたのです。その意味で、私も広く言えば被害者の一人です。

被害少年や家族のことについては、週刊誌「女性自身」2001年11月6日号58頁の記事「息子を殺した少年たちへ、願う」を是非参照して下さい。

主犯格で、非行性の進んだ少年A(17歳…工員)とB(16歳…工員)は、中等

少年院へ送致しました(約2年間の処遇勧告付)。

従犯格の少年CとD(いずれも16歳の高校生)は、4月余りの在宅試験観察を経て、事件から半年後に保護観察に付しました。4人全員の説明をしていると時間が足りませんので、今日は主犯格のAと従犯格のCについてお話します。先ず少年Aについてです。

1. 少年Aの場合

1.1 少年Aの問題点は次のようなものでした。

幼少期甘やかされ、学童期躾らしい躾を受けずに育ち、情緒面の発達が非常に遅れている。地域の不良集団に加わり、様々な非行を繰り返す間に、非行文化をたっぷり吸収している。上下関係には敏感で、強い者には媚び、便乗して良い思いをしようとする一方で、弱い者に対しては、腕力で押さえつけようとする。対人共感性に乏しく、被害者の痛みや辛さには無関心、鈍感である。感情統制が悪い。また、我が儘で、甘えたで、切れやすい。

1.2 少年らの審判の10日前に、調査官が被害者の父親と兄に面接し、約1時間半、お話を聞きました。その終わりの頃に、「加害少年たちは今反省していますか?」と尋ねられました。

「この質問に、調査官が答えて良いか」、「調査官が答えるとしたら、どの程度 話せば良いか」は、家庭裁判所内部で、結構難問とされています。

本件の場合、調査官は「4人おしなべて言えば、現状では反省はイマイチです」 と述べたようです。

すると、被害者の父親は憤り、「反省出来るまで刑務所に入れて懲らしめてほし い。刑事法廷を傍聴したい」と言われたそうです。

そこで調査官は、「裁判官に、意見陳述されますか?」と促したとのことです。

1.3 被害者遺族(父親と兄)から、意見陳述の申立があり、少年Aの審判期日の4日前に、その期日を入れました。被害者の父親は、弁護士に相談はしていま

したが、まだ委任をしていないことが分かっていたので、至急委任して、意見陳述に立ち会ってもらうよう手配しました。加害少年4人の親や付添人弁護士にも、立ち会いOKである旨の連絡をしました。

その結果、意見陳述期日には、被害者の父親、兄、弁護士、主犯格の少年Aの 父親、その付添人弁護士が出席し、裁判所側は、裁判官、調査官、書記官が出席 しました。

調査官が既に聞いた結果は、約1600字程度の報告書に纏められていましたので、 参加者の同意を得て、意見陳述期日の冒頭でそれを書記官に読み上げてもらいま した。そして、それに付加する形で、被害者の父親が意見を述べました。

そして、「加害少年たちの反省がイマイチと聞き、反省が出来るまでの期間刑務 所に入れてほしいと言いましたが、どうなんですか」と尋ねられました。

私は、「お父さん。あの子も審判の時、家出や盗みを繰り返したことを後悔はしていましたが、反省と言う点はイマイチでしたよね。少年院で頑張り、しっかり 反省できました。調査官が4人の反省がイマイチと説明したのは、そう言う意味なんですよ」と述べました。

私の説明を聞いて、お父さんは、「良くわかりました。刑務所に入れてほしいと 言うのは撤回します」と述べられ、約1時間、いろいろと話し合いました。

このように、調査官が1時間半、裁判官が1時間、予め被害者の父親から聞いていた内容をごく簡単に要約して書面化したものが、次のとおりです。これは、審判の席で、少年たちに渡すために用意していたのです。

「あの子は身体の弱い子で、小学校のころ開頭手術を受け死に瀕したが奇跡的に命を取り留め、大した後遺症も残らず、家族は大喜びした。中学生ころからいろいると悪いことをすることが続き、去年少年院に入ることになったが、中では良く頑張り、クリーニング等の資格を取った。3月21日に退院してきてからは、クリーニング店に就職が出来るまでの繋ぎに、新聞配達のアルバイトを始めていた。あの子は、目がきれいになっており、『お父さん、いつかはクリーニングの店を持つからね』と親を喜ばせてくれていた。その矢先に無惨にも殺されてしまい、怒りと悔しさは言葉にならない。加害少年たちを刑事裁判に掛けてほしい。法廷を傍聴に行く。そうでないなら決定の理由を教えてほしい。いずれにせよ、本人

は頑張り、十分に反省した上で、線香を上げに来てほしい。そして、夜昼働いて、 賠償金を払ってほしい。」

1.4 Aの審判の当日、予定外に、被害者のお父さんとお兄さんが来られ、少年 Aに対面して直接意見を言いたいと申し込まれました。 Aは、多くの傷害致死事件の加害少年と同様に「何であの程度で死ぬんや。ボクは運が悪かった」と手前勝手な考えをしていると聞いていましたので、私は、そのことを説明し、「かえって不愉快な思いをさせるかも知れませんがよろしいか?」と尋ねました。被害者のお父さんは「それでも良い」と言われますし、 Aの保護者や付添人も「被害者側がそこまでご承知なら構いません」とのことでした。付添人が審判廷に走り、Aの意向を確認したところ、「会いたい」との返事でした。そこで被害者のお父さんとお兄さんに審判廷に入って貰いました。

そして、先ほどの文章を審判の席上、書記官に読み上げて貰いました。

書記官の読み上げ後、被害者の父親に、発言を促しました。父親は、少年に向かって、次のように補足されました。

「君の人生は長い。いつまでもくよくよしているばっかりでも困る。しかし、 君らが殺したあの子のことは決して忘れないでほしい。毎年毎年あの子が死んだ 日が巡ってくる。心から反省ができてから線香を上げに来てほしい。少年による 『人殺し事件』が頻繁にある。こんなことが流行っては困る。あの子が最後の被害 者であってほしい。そのためにも君には頑張ってほしい。」

その後、私は、少年に発言を促しました。

少年は、「裁判官。立ってもいいですか」と私に尋ね、椅子から立ち上がって一歩前に歩み寄り、泣きながら、「すいませんでした。いつかお線香を上げに行かして下さい」と言いながら、数十秒間腰を直角に折り謝罪の姿勢を続けました。そして、一度直立した後、再び「すいませんでした」と言いながら、拳で涙を拭いつつ頭を垂れ続けました。少年は、全身を振り絞るようにして詫びているのが明らかで、とても真摯なものに見え、私や居合わせた者は安堵しました。

このようにして、審判の冒頭の約15分で、被害者の遺族の意見陳述の部分を終わり、私は被害者の父親と兄に、審判廷からの退出を促しました。

すると、退出の際、被害者の父親は、少年に歩み寄り、その肩に手を置き、「君 も頑張れ」と述べてくれたのです。

1.5 その後約1時間、通常の審判手続きを行い、決定をしました。先に言いましたように、約2年間の処遇勧告付で中等少年院へ送致しました。

処遇の理由は次のとおりでした。

本件各事件(傷害致死事件の他に、その前に犯した強盗致傷事件が一件併合されている)は、もともと少年に存在した資質面の弱点や誤った価値観が露呈したもので、少年に真の社会適応力を与えるためには、現在の不良な環境から切り離し、少年院において、「健全な価値観を植え付け、自律心等を身に付けさせ、一生償う気持ちを固めさせる」ため、系統的で懇切丁寧な矯正教育を受けさせる必要がある。それが少年本人のためにも、被害者や社会のためにも適切であろうと思われる。

具体的には、先ず生活訓練を行い、普通の健全な生活感覚や一般常識を自然と身に付けさせ、染みついている反社会的な価値観を身体から払い出させる。そして腕力の強弱ではなく、話し合いで周囲と強調した関係を築く力を付けさせていく。また、良い結果も悪い結果も自分のものとして責任を持って受け止めることができる力量や余裕を持たせる。

これらの指導で精神的な成熟を遂げさせた上で、しょく罪教育を行い、改めて 自分の行為の悪質さ、被害者やその家族に負わせた痛みや苦しみを理解させ、じ 後その罪と向き合って生きていく方法について具体的に考えさせる。

先に述べた少年の問題点や今述べたような理由を書いた決定書は、被害者側から事前に希望がありましたので、その謄本を送りました。読んでいただいていると思います。また、被害者が約1年間の少年院における教育により、見事に蘇った経験を持っておられるお父さんだけに、少年院送致(約2年間の処遇)という決定に納得していただいていると思います。

1.6 このような少年に対する少年院における教育の目標は、四つあります。一つはその子の持っている反社会的価値観を取り除く。二つ目は、暴力で押さえつ

けるという人間関係の持ち方を改めさせて、弱者へのいたわりの気持ちを持って 人間関係を持てるように対人的なスキルを学ばせる。三つ目は人生80年、どのように生きていくのか、具体的な生活設計を考えさせる。以上が社会復帰のために必要な教育ですが、四つ目が、傷害致死の事件ということで、やったことの重大性を認識させ、罪を償う構えを持たせる。この目的が入っているのが致死事件の少年への対応の特色です。命の大切さを理解させる。重大性を理解し、危機感を持たせる。被害者への謝罪の気持ちを高める。被害者に対して何ができるかを具体的に考えさせる。最後に命の尊さを理解し、社会的責任を果たす方法を考えさせる。これを「しょく罪教育」の目標として掲げ、それにふさわしいと思われる教育、カリキュラムがあります。このようにして少年院は何とか社会適応力を身につけさせ、なおかつ「しょく罪意識」を持たせ、計画を持たせて少年院から帰らせようという取り組みなのです。

- 1.7 少年院での教育を受けて、ある少年が、「こうしないと被害者は私を許さないだろう」というテーマで九つの項目を書くよう指示された課題作文で、次のように書いています。
 - イ 今後は真面目に働いて健全な生活を送る
 - ロ 直っ直ぐな人生を歩み二度と道を踏み外さない
 - 八 被害者に申し訳ないと心から思い続ける
 - 二 遺族に面会し土下座して謝罪する
 - ホ 手紙でも謝罪の気持ちを書き続ける
 - へ お墓に行き花を供え掃除をする
 - ト 事件現場に花を供える
 - チ 賠償金を払い続ける
 - リ 社会奉仕活動をする

(このように相当反省と償いの決意が高まったと見られる少年がいる一方で、 もう自分の人生は終わったと最初から諦め、処遇効果が上がらない少年もいるそ うです。) 1.8 このケースは、2001年3月31日に発生した事件で、改正少年法の適用がありません。つまり原則逆送という規程の適用がないのです。そのこともあって、刑罰に処することとの比較検討は特に行っていませんが、刑務作業に服させることを中心とする懲役刑と比較して、少年院では、はるかに濃密な教育的アプローチがなされることは容易に理解いただけると思います。

しかし、改正少年法施行後8月を経た段階で、少年による傷害致死事件は32件(加害少年の数:被害者の数はおそらく数分の1)で、16歳未満の子はいませんので、この32件が原則逆送対象事件です。そして、そのうち21件(約66%)が原則どおり逆送されています(10件が少年院送致、1件が保護観察)。

この趨勢からすると、主犯格のAとBは、犯行が1日後であれば、今頃は刑務所にいる可能性が高いということになりそうですが、私には理解しにくい出来事です。普通、傷害致死事件で起訴されると、執行猶予が期待され、かつ保護者に多少の資力がある場合は、目一杯の提案をして被害者側と示談ができるよう、懸命に取り組みます(弁護士の主な仕事です)。しかし、それが出来ずに実刑になる場合は、加害者も「服役によりチャラになる」と思うようですし、被害者側も追及を諦めます。民事訴訟を起こしても空手形です。加害者は逃げまくるでしょうから。

- 1.9 少年側からの償いは、このように少年院を出る頃に具体化するのではありますが、審判の席上「今の段階でどう思っているのか」と一応聞いて見ました。少年は、親と付添人弁護士と相談した上、「父子合わせて毎月10万円は賠償金を支払いたい。総額が6000万円で負担分が1500万円であるとすれば、12年半掛かるが、頑張りたい」と述べました。一応の決意ということで、審判書の末尾にも記載しましたので、被害者の父親にも伝わっています。
- 1.10 審判の1月半後、私は少年のいる少年院へ動向視察に赴きました。

少年は、逮捕直後から「鬱状態」だったのですが、審判後もその傾向が更に進み、「生きる値打ちがあるのかと思い悩み」、最近自殺の真似事もしたとのことでした。しかし、それをきっかけに、担当教官との対話が一気に深まり、鬱から脱

出する方向に向かっているようでした。新入時から、「償いつつ生きるとはどういうことか」ということをこれほど熱心に考え抜く少年はまことに珍しいとのことでした。

少年は、私との面接で、「逮捕されてから毎日被害者のお父さんに一言謝りたいと思い続けていた。弁護士に『とても無理だ』と聞かされて諦めていたところ、審判の当日突然その機会に恵まれた。ボクは、日本一の幸せ者です」と(その質問に対する時だけ)ニッコリして語ってくれました。

1.11 審判が確定した段階で付添人弁護士(法律扶助)の任務は終了します。そこで若手の弁護士がボランティアとして少年に付いてくれました。この弁護士は時々少年院に面会に行ってくれています。少年院のしょく罪教育過程で、具体的な償いの方法などを考え、それが固まれば、被害者側と交渉して、賠償金支払いの期間・総額・毎月の支払額などが決まるでしょう。

父子合わせて毎月10万円は賠償金を支払いたい。負担分が1500万円であるとすれば12年半で……というような提案が果たして出来るかどうか、全ては今後の教育の成果に掛かって来ます。スタート段階では、お供えを携えて毎月線香を上げに行くだけで精一杯かも知れません。

2. 少年C (16歳…高校生) の場合

2.1 少年Cの問題点などは、次のようなものでした。

少年 C は、当時たまたま付き合っていた粗暴傾向の強い主犯格の共犯少年 A に指示・命令されて、半ば仕方なく、本件イジメリンチ事件に加担し、結果的に被害者を死亡させ、傷害致死の責任を負うに至りました。

少年は、基本的には家庭や学校に適応している普通の高校2年生ですが、精神的にやや幼稚・ひ弱で、周囲からの悪影響を強く受けやすいという若干の資質面の問題点があり、そのことが本件につながりました。

今後、自分の力でしっかりと判断し行動して行けるよう、主体性や自立心を養うことを主目的とする矯正教育を行う必要がありました。

そして、しょく罪教育をも行い、改めて自分の行為の悪質さ、被害者やその家族に負わせた痛みや苦しみを理解させ、じ後その罪と向き合って生きていく方法について具体的に考えさせる必要もありました。

- 2.2 私は、少年Cに対する第1回審判で、「結果として被害者の命を奪うことに加担したことは重い、重すぎる。本人の資質面の問題はさほど無く、父母の教育力にも特に問題は無いが、世間の厳しい目から一時逃れさせる意味でも、半年程度少年院でお世話して貰った方が、親子とも楽ではありませんか?」とかなり率直にお聞きしました。親も、付添人弁護士も結構悩まれたと思いますが、最後は私の判断で、在宅試験観察にしました。それらの教育を少年院に任せるのではなく、しばらく、調査官、付添人、保護者に託してみることとしたのです。
- 2.3 試験観察になって、Cは従来の高校を退学し、別の高校へ転入しました。 そして、償いのお金を貯めるため、アルバイトにも精を出しました。

金銭賠償の問題については、親と弁護士が被害者側と折衝を続けました。

Cの側は、当初、総額360万円を毎月3万円ずつ分割払い(一時金なし)という 提案をし、次に総額600万円を毎月5万円ずつ分割払い(一時金なし)という提案 をし、最後に、700万円を毎月5万円ずつ払う(一時金を払う余裕はやはりない) という提案をしました。

被害者側の要求は、最低でも総額1000万円、一時金100万円、残り900万円を月5万円ずつ分割払い(15年)というもので、そこで膠着状態に陥りました。

- 一見、大した対立ではなく、民事調停とか弁護士会の仲裁センターのような場を利用すれば、その内何とか調整できそうに見えるでしょうが、実は、かなり深刻な状況でした。
- 2.4 Cの親は、まだ少年が鑑別所にいたときに、他の親と共に被害者宅を訪れ、 心から謝罪し、香典を受け取って貰い、誠意を持って償いをさせていただくと誓っていました。

Cが試験観察となった翌日には、Cを伴って被害者宅を訪れ、親子共々改めて

謝罪し、誠意を持って償いをさせていただくと誓いました。

お盆の8月にもCを伴って被害者宅を訪れ、同様に誓いました。

その度に、被害者の父親から、暖かい励ましの言葉を貰うとともに、親として 十分な誠意を見せるようにと釘を刺されていました。

しかし、無い袖は振れないという経済状態であり、絶対に滞らせないという前提でギリギリの提案をしようと考えていたため、前記のような提案しか出来ないでいました。ジリジリと金額を上積みして行くような形になったため、被害者側の怒りを買い、息子の生命・身体に対する不安をも感じ始めているもののようでありました。

他方、被害者の父親は、親戚から、「甘い言葉を掛けてやって、その結果馬鹿に されてるのではないか」と攻撃されているもののようでありました。

2.5 そこで、打開策を考えるため、被害者のお父さんにも家庭裁判所に来てもらって、加害少年やその親に対するお気持ち、賠償金の額や支払い期間についてのお考えを、裁判官と双方の弁護士の三者が直接お聞きしてみよう(調査官と書記官には立ち会って貰うが、少年本人や親は呼ばない)ということになりました。

それが試験観察開始後3月半の時期です。

当日は、被害者のお父さんからお話を聞くためだけに、午後3時から約2時間を予定していました。ところが、お父さんは、被害者のお兄ちゃんと叔父さんを連れてきました。そして、「お兄ちゃんの立ち会いと叔父さんの発言」を求められました。

双方の弁護士も、「構わない」という意見で、お兄ちゃんには直ぐに入ってもらい、叔父さんには、途中で入ってもらいました。

叔父さんは、約20分間、「かわいい甥が、まるで蟻を踏みつぶすように殺された。 顔は黒ずんで二倍に腫れ上がっていた。あの死相を見れば、加害者全員を殺して やりたいと思う。私が殺してやる。そのため死刑になっても良い。賠償金の問題 ではない」等と「低い声で吼え」ました。この言葉だけなら1分か2分で終わり ますから、実際は、この10倍か20倍お話しされた訳です。大層迫力がありました。 私は、まるで被害者本人が泣きながら、「無念・残念・悔しい」と訴えているような感じで「恍惚として」聞いていましたが、途中から、これほどまでに(叔父さんは、自分が死刑になっても良いとまで言ってくれている)身内が自分のことを言ってくれることを被害者本人も「喜んでいる」ように思えて来て、熱心に耳を傾けました。でも、側に一緒にいた裁判所職員は、聞いている間中、胃がキリキリ痛んだとのことでした。

叔父さんが退席されるとき、私は「でも後のこと(賠償金のことなど)は、被害者のお父さんや弁護士さんのご判断に任せていただけますね」と、すかさず念を押しました。叔父さんは「勿論です。実の父親が判断すべきことです。私は、甥っ子が余りにも可哀想だつたので、しゃしゃり出ただけです。」と言われて、晴れ晴れした表情で(このように誰にも見えました)部屋を出て行かれました。

その後、金銭の問題の話し合いが行われました。少年Cの付添人弁護士は、Cの親から一切の権限を与えられているとのことでした。

親の資力は、いずれにせよ「余りまたはほとんどない」というレベルですが、そもそも、親に民事責任があるのかどうかを多少議論しました。その当否はともかく、このケースにおけるわが国の法と実務では、親の法的責任は否定される(民事裁判に訴えても請求が棄却される)ということについて、法律家三人の意見が一致しました(議論の状況は、もちろん皆が聞いています)。だから、支払い義務者は子供だけで、今後少年本人が働いて得た金銭の中から、少しずつ賠償して行く以外に支払い原資がないこと、道義的責任を痛感しておられる親が誠意を尽くすとは、これを懸命にサポートして行くことであるということがはっきりしました。

これまでの交渉で、加害少年の親は、「誠意を示します」と言い続けて来たため、被害者側は、子とともに親も主債務者であると認識して来ており、特に、葬儀関係費用などを賄うための100万円程度の一時金がなぜ工面出来ないのかと被害者側は憤りを募らせていたのです。

さて、支払いは全て少年の責任であり、少年が将来稼ぐお金の中から支払われるということを確認して、次の話に進みました。

総額や支払い月額は暫く横に置き、先ず期間の話し合いが行われました。被害

者の父親は、「月額が多くても10年では寂しい。たった10年であの子は忘れられるのか、あの子は10年でまた抹殺されるのかと思うと辛い」と言われました。「50年というと、月額が少なくても総額は増え、加害者に一生償って貰うという趣旨は生きるが、加害少年も70歳近い、自分は100歳。多分もう生きてはいない。被害者の親としては、毎月毎月、加害少年が賠償金を携えてお線香を上げに来てくれ、その際姿を一目見て、元気で頑張っているな、息子(被害者)の分も生きているなと確認したいが、加害少年たちを一生拘束するのも可哀想な気がする、どこかで解放してやりたい。」とも言われました。もっとも、「お線香を上げに来るのは何時までも続けてほしいが、金銭を届けさせるのは、どこかで区切りを付けてやりたい」ということでした。このように、被害者のお父さんは、ときどき、加害少年の父親の立場に自分をシフトして、意見をおっしゃるのです。

被害者のお父さんが、行きつ戻りつしながらも、期間は20年が良いというご希望を言われた瞬間、壁が壊れました。法律家の常識では、賠償金の分割払いの期間は短い方が良い、3年か5年が普通で、余程長くても7年、精々10年が限度一杯というものです。そのため、月3万なら360万、5万なら600万というような提案しか出来ないで来ていたのです。

期間が20年で良い~20年が良いとおっしゃっていただければ、解決したも同然でした。

次に、総額の話に移りました。1000万円という線について、多分それが最も良いということで簡単に意見が一致しました。何故1000万円かということは、格別議論されず、最も社会の了解を得やすいのでは無いかということでした。少年が努力をし、親の支援や社会の支援(就職などについて)が得られれば、無理なく払えそうな限度一杯である(かそれに近い)金額が月額5万円くらいです。「誠意を見せてほしい」という被害者側としても「子どもの命を金に換えたい訳でない」というお気持ちを社会に分かって貰えるギリギリの接点なのかも知れません。双方が、社会の理解・納得を得られるかどうかということを、かなり気にしておられるというふうに思われました。

このようにして、C君側は、1000万円を、20年以内に支払うという線で具体的な計画を立てて提案すれば、支払方法がどうであっても(特に一時金の金額がい

くらであっても)被害者側は異議なく承諾するということになりました。

私はその場でやり取りを聞いていただけで、特に何もしませんでしたが、「良かった」と思いました。被害者のお父さんが、お気持ちを率直に言って下さったお陰で、一気にモヤモヤが突破出来たのです。しかも、お父さんは、「今日は、最高の一日でした」と関係者に語ったように聞いています。

その後間もなく、「50万円を一時金として払い、残り950万円を、毎月5万円ずつ払う。親は、連帯保証する。」ということで話がまとまった旨の報告が届きました。

2.6 事件から半年後、審判期日を開き、この段階で試験観察を終了して、少年 Cが更生しながら償いを続けることができるよう、今後の指導・教育を保護観察 官に引き継ぐのが相当であると判断し、少年を神戸保護観察所の保護観察に付す る決定をしました。

当日の審判で、少年本人から確認したことは次のようなことです。

いろいろ辛いこと苦しいこともあった。今でも、世間の目や友達の目が怖い。 しかし、ボクはこの間、身体も少し大きくなったが中身も大きくなったと思う。 本件当時主犯格の少年にいじめられていたので、事件に加担することを拒否出来 なかった。それでボクはある意味で被害者だと思っていたが、しかし、断れない 弱さこそが自分の最大の課題だということが、この数ヶ月ではっきり分かった。

父も母も苦しんだ。親にもう迷惑は掛けられない。自分が頑張ってお金も全部返して行きたい。大学にも行きたいが、学業以外の時間は全て投入して、アルバイトに励み、5万円ずつだと33歳まで掛かるところを、23歳ころには支払い終わるように頑張りたい。もちろんお金の支払いが終わっても、お線香を上げには毎月行く。

自分の運命を決して呪っていない。頑張れる範囲内の目標だ。頑張り抜けたら 自分をほめてやりたいと思っている。

被害者の家は目と鼻の先で、被害者のお父さんは、「毎日でも線香上げに来い。 大人になったら一緒に飲みに行こう。」と言ってくれている。近くに住んでいる限 り月命日には必ずお線香を上げに行く。被害者のお父さんを悲しませることのな いようボクは頑張り抜きます。

少年の母親は、次のように語りました。

息子は、アルバイトで得たお金を僅か3000円ほど遣っただけで、今までに16万円貯めました。これはもちろん、一時金50万円の支払いの一部に充てます。近所の同じ年の子どもたちは、最近次々免許を取って夜中までバイクを乗り回しています。お母さん方は心配で身の細る思いをしておられます。

息子も、免許を取ってバイクを買いたいと思っているかと言うと、自分の遊びにお金を使うというようなことは全く考えてもいないようで、とにかくアルバイト代は全て賠償金の支払いに充てて、一日も早く支払いを終えたい一心のようです。少し可哀想でもありますが、頼もしい限りで、バイク事故の心配も我が家は無縁です。

事件のころは、ほとんど親子の間の対話がなくなり掛かっていたのに、この間 家族中で親密に話せるようになりました。先方はお子さんを亡くしておられるの に、我が家がこんなに幸せになって果たして良いのかと思い、申し訳ない気持ち で一杯です。

賠償金の話がまとまったことは、限度が分かり具体的な目標ができて本当に有り難かった。学生アルバイト中も、就職後も、息子が意欲を失わず働けるよう、物質的にも精神的にもしっかりサポートしてやり、働いて得たお金はすべて償いの資金に充てさせたい。もちろん5万円に足りないときは親が補給する。私もその内パートで働き、少しずつでもお金を貯めて支援出来るよう準備を始めます。出来れば、結婚適齢期の27歳ころに達する10年で支払いが終わるよう努力させたいのです。

結婚については、10年も先の話で、また先方にはまことに申し訳ないが、試練に耐えた息子を評価してくれる良いお嫁さんに恵まれたらと願っています。

3.少年BとDについて

少年4人によるリンチ傷害致死事件なので、他の2人のことも簡単に触れます。 審判で被害者の遺族と対面する機会のなかった主犯格の少年Bは、少年院の新 入時教育を「ノホホン」と受けている様子でした。その他は、少年Aとほぼ同じと理解していただきたいと思います。

従犯格のD君(16歳…高校生)は、刑事事件としては、「最後に行った単なる腹部への暴行」として、傷害致死の共犯としてではなく、単純暴行罪で送致されていました。民事責任はどうか? これが大変難問で、その分まことに厳しい対立がありましたが、例の話し合いの場で、「死亡についての民事責任を半分認めてくれたらそれで良い」ということで双方があっさり合意し、D君は、500万円を20年以内に支払うという線で具体的な計画を立てて提案すれば、被害者側は異議なく承諾するということになり、最終的に毎月3万円ずつ500万円に達するまで払うということになったそうです。その他は、少年Aとほぼ同じと理解していただきたと思います。

4.民事訴訟の凄まじさについて

このケースで、当事者間で話が付かずに、民事裁判が起こったと仮定します。 原告(被害者)の弁護士は、普通、少年4人とその親に対し、「1億円の連帯支払い」を求めます。

これでは堪らないので、被告側は先ず親の責任を否定し、ここで激しい攻防がなされます。更に抗弁として、普通、少年院帰りの子どもの稼働能力は少ない(逸失利益が少ない)とか、脳内出血の履歴のため生存可能年数が少ない筈とか、誘われても応じなければ良かった、危ないと思ったら事件現場から走って逃げることが出来た筈で、多少被害者にも過失があるとか、可能なあらゆる主張をするものです。これはしかし、被害者の側の「激怒」を呼び起こします。

そして、2年も3年も訴訟が続いて、散々憎しみ合い、傷つけ合って、最後に、 担当裁判官の勧めで「和解」が成立すれば上々です。

判決になれば、親の責任は否定され、4人の少年たちが例えば6000万円の連帯支払いを命じられるでしょう。金利は年5分で300万円です。金利だけで毎月25万円の連帯責任です。払えません。少年たちは逃げだし、職を転々とする人生を歩むでしょう。これで再犯がなければ幸いとしなければなりません。

そのことを思えば、本件で早々と賠償金の目途が付いたのは、まことに異例でありますが、加害少年たちは、大変ラッキーです。社会からも「生きること」を許される訳です。今後の期待として、少年たちが償いながら生きることに対し、社会の支援を願わずにいられません。

5 . その他の取組

5.1 メモリアル冊子作り

加害少年4人の更生に向けた取組が始まりました。しかし、それは危ういもので、被害者の遺族のお気持ちが崩れたら、瓦解します。少年たちの更生を期待するという現在のお気持ちをサポートし続けなければならないと思います。

そのためには、被害者のメモリアル冊子を作った方が良いと私は思っていました。具体的なイメージですが、先に上げた週刊誌「女性自身」の記事のようなものです。

声を掛けたところ、立命館大学法学部の学生有志が立ち上がってくれました。 被害者のお父さんとの面接を重ねつつ、今取り組んでくれています。

「被害者の死を決して無駄にしないこと」、これが一番大切なことだと思います。 加害少年の更生もその観点から支えていくのが良いと思います。

そのためには、被害者が生きて輝いていた姿を、写真や作文・手紙を折り込み、 エピソードや想い出をふんだんに集めて、冊子に纏めて置くのが良いとの考えな のです。

5.2 関係者による勉強会

このケースに係わりのある者と言えば、警察官・検察官・裁判官・調査官・鑑 別所技官・少年院教官・保護観察官・保護司などです。当事者側としては、加害 少年・その保護者・被害者の遺族・それぞれの弁護士たちです。

また、このケースに関心を寄せる人たちとしては、少年法学者・民事紛争解決 学の学者・マスコミなどです。もちろん、少年の健全育成や地域社会の安全に関 心のある多くの人々も強い関心がお有りだと思います。 これらの人々が集まって(性質上私的な集まりになります)、自由に意見を交換し、それぞれの立場で、加害少年の更生と、被害者の癒しと、地域の安全回復の 三者を同時に追及する道を模索して行ければ良いと思って取り組んでいます。

もちろん、まだ参加者は一部の者たちですが、既に勉強会が発足しています。 メモリアル冊子の活用方法についても、この中で工夫をこらしたいと思っていま す。

猫文

本ケースと「武さん」のケースとの違いは、下記の原稿を読んでいただけると、 直ぐにお分かりになると思います。

武るり子「命を奪い取った責任は誰がとるのか」月刊『少年育成』01年11月号

加害少年の被害者性については、下記の二つの原稿をお読み下さい。

花澤耕司「少年凶悪事件に関する一考察」月刊『少年育成』01年11月号 真田安浩「少年院は被害者に応えられるか」『刑政』01年6月号